

元気じゃけんひろしま 2 1 協賛店推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 2 1 (第3次)」に基づき、市民の健康づくりを支援する環境整備の推進を図るため、市民の健康づくりの支援等を行う店舗、事業所、市民団体等を「元気じゃけんひろしま 2 1 協賛店・団体」(以下「協賛店等」という。)として認証及び公表することに関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 協賛店等は広島市内に所在する店舗、事業所、市民団体等を対象とする。

(認証の領域区分)

第3条 協賛店等の認証は、「禁煙支援協賛」「食生活協賛」「ウォーキング実践協賛」「健康づくり協賛」「がん検診推進協賛」の各領域の項目ごとにこれを行う。

(認証の申込)

第4条 協賛店等の認証を受けようとする者は、区役所厚生部地域支えあい課又は健康福祉局保健部健康推進課(以下「健康推進課」という。)へ様式1の申込書を提出する。

(認証及びステッカー等の交付)

第5条 健康推進課は、申込書に記載された事項を別表1又は別表2の認証基準に基づいて審査を行い、基準に適合していると認めた場合は、様式2の通知とともにステッカー(様式は別に定める。)と必要に応じて、市民へのPR用ミニのぼり旗を交付する。

2 基準に適合していない場合は、様式3によりその理由を付して申込書を返却する。

(ロゴマーク等の使用)

第6条 認証を受けた者は、「元気じゃけんひろしま 2 1」のロゴマーク等を使用して、掲示・印刷することができる

2 ロゴマーク等の使用に当たっては事前に健康推進課に協議を行うものとする。

(認証店の公表)

第7条 健康推進課は、市民の健康づくりを支援するためホームページや広報紙等により認証事項を広く市民に周知する。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証を行った年度の年度末までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、特段の申出が行われないときは自動更新とし、その後も同様とする。

(変更の届出)

第9条 協賛店等は、認証事項に変更が生じた場合は、区役所厚生部地域支えあい課又は健康推進課に様式4の変更届を提出しなければならない。

2 健康推進課は、提出された変更届に記載された事項が基準に適合している場合には、新たに様式2の通知とともにステッカーを交付し、基準に適合していない場合は、様式3によりその理由を付して申込書を返却する。

(認証の取り消し)

第10条 健康推進課は、次の事項を認めた場合には、認証を取り消し、ステッカー等を返却させることができる。

- (1) 協賛店等から辞退の申し出があったとき。
- (2) 虚偽の申請、市民からの苦情等により、協賛店等の認証が適当でないと判断したとき。
- (3) 届出なく認証基準に適合しない変更が行われたと認めたとき。

附 則

この要領は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。